

群馬県農業生産工程管理（GAP）推進方針

改正 令和 7年 3月28日
令和 5年 4月 1日
令和 3年 6月30日
平成28年 3月29日
平成23年 2月 4日
群馬県農政部

1 はじめに

農業生産において、GAPを実践することは、農業経営の改善や効率化、労働安全対策、農産物の競争力の強化、品質向上、消費者や実需者の信頼確保、さらに環境への負荷軽減による農業の持続的発展につながるものである。

国は 2030 年までの目標として、ほぼすべての国内の産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進することを掲げ、これまでの「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成 22 年 4 月策定）に基づく食品安全、環境保全、労働安全の取組に加えて、人権保護及び農場経営管理を含めた 5 分野の取組による「国際水準GAPガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定した。

今般、SDGs（持続可能な開発目標）への世界的な関心が高まっており、経済・社会・環境が調和した持続可能な世界の実現への貢献が求められている。また、国では持続可能な食料システムの構築に向けて「みどりの食料システム戦略」を令和 3 年 5 月に策定し、生産力の向上と持続性の両立を目指す施策を推進している。一方、輸出の拡大に向けては、取引先が求める人権保護に配慮した原料調達に対応していくことが必要となる。

このような情勢から、今後、農業の持続可能性を確保するためには、食品安全、環境保全、労働安全のほか、国際的に求められる人権保護への配慮、農場経営管理の実践を含めた国際水準GAPの取組が必要である。そのため、本県におけるGAPの取組を国際水準相当に引き上げるとともに、国際水準GAPの取組が生産現場に広く浸透するよう「群馬県農業生産工程管理（GAP）推進方針」（以下「推進方針」という。）を改正し、農業者、農業団体等と連携して、国際水準GAPの取組を推進するものとする。

2 推進期間

「群馬県みどりの食料システム基本計画」（令和 5 年 3 月策定）の推進期間である令和 9 年度までとするが、情勢の変化等にあわせて期間終了前の方針の見直し、又は期間延長を行うものとする。

3 基本方針

本県では、販売農家や産地（以下「産地等」という。）を対象として、広く国際

水準GAPの理解促進を図る。そのため、「国際水準GAPガイドライン」に基づく「国際水準GAPガイドライン、指導マニュアル」および「群馬県国際水準GAPチェックシート（令和7年3月）」等の活用により、GAPの定着化及び高度化を図るとともに国際水準GAPの取組を普及するものとする。

4 推進体制と役割

（1）県段階

- ・推進方針に基づく国際水準GAPの推進を図るため、県関係者、農業団体からなる「群馬県GAP推進会議」（事務局：県農政部野菜花き課）を設置する。
- ・推進会議においては県全体のGAP推進方法について協議する。また、GAPの普及推進に向けた実務的な協議を行うため、ワーキングチームをおく。

（2）地域段階

- ・各農業事務所においては、市町村、農業団体等との連携を図りながら、農業者への普及啓発、産地等での推進体制の整備等を行う。

5 推進事項

（1）国際水準GAPに対する産地等の理解促進

- ・GAP未導入産地については、GAP講習会等の開催により、理解促進や導入に向けた合意形成を図り、産地の意識向上を支援する。
- ・食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野からなる国際水準GAPの取組への理解促進のため、GAPの意義や取組方法に加え、GAPの取組がSDGsに貢献できることについて普及啓発に努める。
- ・既に食品安全、環境保全、労働安全の3分野のGAPに取り組んでいる産地等については、人権保護、農場経営管理の5分野のGAPの取組への引き上げを図る。

（2）GAPの定着化と高度化の推進

- ・既に国際水準GAPに取り組んでいる産地等については、PDCAサイクル（プロセスチェック手法）の繰り返しによる改善を進め、定着化を図るとともに、取引先からの要請、又は自らの経営判断等に応じたGAPの認証取得の取組を支援する。

（3）GAP認証取得を目指す生産者への支援

- ・JGAP、ASIAGAP又はGLOBALG.A.P.の認証取得を目指す生産者および産地等について、先進事例等の情報の収集と提供を行うとともに、指導や助言等を行う。

（4）国際水準GAPの取組の普及拡大に向けた人材育成と指導体制の構築

- ・GAP指導員研修等を通じ、普及指導員や営農指導員等の指導力の強化を図るとともに、関係機関や関係団体が連携して、指導体制を構築する。

（5）実需者・消費者に向けた情報発信

- ・GAPの取組についてHP等を通じて実需者及び消費者に情報発信を行い、信頼の向上に努める。

（6）その他

- ・推進期間中に情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて対応する。

6 目標

(1) 数値目標の設定

- ・「群馬県みどりの食料システム基本計画」における国際水準GAPの取組組織数を数値目標とする。

「群馬県みどりの食料システム基本計画」に基づく数値目標
(組織数)

年度	R3 (基準年)	R9
国際水準GAP取組組織数 ¹⁾ 【フェーズ3、4、5】	56	140
第三者認証および取引先との 第三者点検の実施 ²⁾ 【フェーズ4】、【フェーズ5】	56	80

1)

栽培講習会等においてチェックリスト等を活用した国際水準GAP（食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理）による農場点検の演習とPDCAサイクルの実施、取引先との第三者点検などによる農場点検ならびに各種認証機関による第三者認証を取得等により、令和9年度までに国際水準GAP取組組織数140組織を目指す。

2)

第三者認証（JGAP、ASIA GAP又はGLOBAL G. A. P.）または取引先との第三者点検の実施を行った組織を含む生産組織数について、令和9年度までに80組織の認証を目指す目標とする。

(2) 生産組織のカウント方法について

生産組織におけるGAPの取組レベルを5つのフェーズに区分してカウントする。各フェーズの取組レベルは以下のとおりとする。

- ・【フェーズ1】：国際水準GAP（食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理）の取組を行う予定の組織、今後取り組む予定の組織（指導を行う予定の組織）
- ・【フェーズ2】：国際水準GAPによる農場点検導入の合意形成
研修会や講習会等において農場点検導入の合意形成を行った組織
- ・【フェーズ3】：国際水準GAPによる農場における点検演習（目標値※）
栽培講習会等などにおいてチェックリスト等の活用による農場点検の演習とPDCAサイクルを実施する組織。または、GA

P指導員基礎研修を独自に受講し、PDCAサイクルを実施する組織

- ・【フェーズ4】：農場点検の実践（目標値※）
取引先との第三者点検などによる農場点検を実施する組織
過去の認証取得は、現在の取組内容が不明のため含めないが、国際水準GAPの取組を確認できる場合は【フェーズ3】に分類する。
- ・【フェーズ5】：第三者認証取得済みの組織（目標値※）
各種認証機関による第三者認証を取得した組織
過去の認証取得は、現在の取組内容が不明のため含めないが、国際水準GAPの取組を確認できる場合は【フェーズ3】に分類する。
- ・【フェーズ4】および【フェーズ5】については、認証を取得し、維持、更新している組織とする。

※参考 「群馬県農業・農村振興計画（2021-2025）」に基づく数値目標について
「群馬県農業・農村振興計画（2021-2025）」に設定されているGAP（3分野の取組）の数値目標は下表のとおりである。今後、上述の目標値（「群馬県みどりの食料システム基本計画」における国際水準GAPの取組組織数）に移行する。

「群馬県農業・農村振興計画（2021-2025）」に基づく数値目標
(組織数)

年度	R1 (基準年)	R7
GAP取組組織数 ¹⁾ 【フェーズ3、4、5】	100	140
第三者認証および取引先との 第三者点検の実施 ²⁾ 【フェーズ4】、【フェーズ5】	57	90 [72]